

令和6年第1回臨時会

# 白子町議会会議録

令和6年 4月8日 開会

令和6年 4月8日 閉会

白子町議会

## 令和6年第1回白子町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (4月8日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会議日程等の議会運営について	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○承認第1号及び承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○閉会の宣告	18
○署名議員	21

## 令和6年第1回白子町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和6年4月8日（月）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 7 議案第1号 令和6年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（14名）

1番	大塚 貴 充 君	2番	前 田 充 浩 君
3番	秋 葉 広 行 君	4番	高 山 隆 一 君
5番	長 島 誠 一 君	6番	今 井 滋 則 君
7番	大多和 正 夫 君	8番	梅 澤 哲 夫 君
9番	宗 島 理 仁 君	10番	酒 井 良 信 君
11番	今 関 勝 巳 君	12番	大多和 正 之 君
13番	大多和 秀 一 君	14番	市 川 隆 子 君

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	大矢務君	企画財政課長	齊藤貴人君
税務課長	田邊健治君	教育課長	岩本洋之君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	高橋庸行	書記	田辺悦子
書記	上代智也	書記	中古珠輝也
書記	林昌弘		

開会 午後1時31分

◎開会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより令和6年第1回白子町議会臨時議会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、5番長島誠一君、6番今井滋則君を指名いたします。

---

◎会議日程等の議会運営について

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） 皆さん、こんにちは。

春の訪れとともに、白子中学校の入学式で見た生徒たちの笑顔に、心も温かくなった気がします。

さて、議員各位におかれましては、入学式の参列に引き続き、お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、先ほど開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

今臨時会に上程されます町長提出案件は、承認案件2件、補正予算1件の3案件であります。

以上のことを踏まえ、協議した結果、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本臨時議会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

---

### ◎承認第1号及び承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第5、承認第1号 白子町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分事項の承認を求めることについて及び日程第6、承認第2号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分事項の承認を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、提案説明をいたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町税条例の一部を改正する条例の制定）ですが、こちらは税務課長より内容説明をいたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）ですが、こちらも税務課長より内容説明をいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

承認第1号及び承認第2号の内容説明について、税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町税条例等の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

提出議案資料により説明させていただきますので、資料1ページをお願いいたします。

今回の専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律、その他関係する政令及び省令が令和6年3月31日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることに伴い、これら改正法等との整合性を保つため、当該条例について改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

今回の主な改正の内容ですが、令和6年分の所得税及び住民税の定額減税の実施に伴い、附則第7条の4の次に4条を追加するとともに、関係附則の改正を行いまして、個人住民税の特別税額控除に係る規定の整備を行うものでございます。前年中の合計所得金額が1,805万円以下である納税者に対しまして、令和6年分の個人住民税所得割額から、納税者、同一生計配偶者及び扶養親族1人につきまして1万円の減税を実施するものです。

なお、定額減税によります個人住民税所得割の減収額についてですが、全額国費、地方特例交付金において補填されることを申し添えます。

その他、寄附金税額控除、町民税、固定資産税等の減免、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例並びに固定資産税の特例等については、法律改正に合わせ規定の整備を行ったものです。

なお、資料としまして新旧対照表のほうを添付してございますのでご参照ください。

以上で専決処分しました白子町税条例等の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

続きまして、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

同じく提出議案説明資料、1ページをお願いいたします。

専決処分の理由ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和6年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものです。

今回の主な改正の内容ですが、まず、第2条では国民健康保険税の課税限度額の改正を行うものです。これは記載の表のとおりですが、国の基準に合わせまして、後期支援分の課税限度額を現行の22万円から2万円引き上げ24万円とし、合計で106万円とするものです。

次に、第23条では、低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大を行うものです。5割軽減について、基準額43万円に追加される被保険者数1人当たりの加算額を29万円から29万5,000円に、2割軽減については、同様に被保険者1人当たりの加算額を53万5,000円から54万5,000円に、それぞれ増額するものでございます。

なお、7割軽減につきましては変更はございません。

施行日は、令和6年4月1日とします。

また、資料として新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

なお、本改正内容につきましては、本年2月21日に開催されました国民健康保険運営協議会において協議済であることを申し添えます。

以上で専決処分いたしました白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

承認第1号及び第2号につきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより承認第1号 白子町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは質問させていただきます。

今回の専決処分によって、賦課限度額の引上げについては、高額所得者に応分の負担をお願いするという一方で、低所得者の負担を少しでも軽減するためというふうに国は説明しているわけですが、この上限額に係る世帯の年収は幾らぐらいになるのか伺います。

また、今回は支援金分の賦課限度額が2万円引上げになるわけですが、どのくらいの世帯で引上げになって、影響額がどのくらいになるのか伺います。

それからもう一点は、2割、5割の法定軽減の対象世帯が引下げになるということですが、軽減対象が何世帯で、影響額がどのくらいなのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） ただいまの市川議員のご質問に回答させていただきます。

まず、国民健康保険税のほうですが、上限額、課税限度額に該当している世帯のほうは22世帯ございます。なお、金額等についてはばらばらだと思いますので、ちょっと資料のほうはございませんので、後ほど説明をさせていただければと思います。

また、今回の影響ということなんですが、まず課税限度額のほうなんですが、令和5年度の課税の状況で試算しましたところ、やはり22世帯の方が該当になりまして、今回の改正によりまして、影響額が42万6,000円の増ということとなります。

また、軽減世帯の拡大に伴う影響額等ですが、新たに6世帯の方が2割軽減の対象になるとともに、8世帯の方が2割軽減から5割軽減に移行することになりまして、軽減額、いわゆる減収額のほうなんですが、合わせて約35万円ということとなります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 影響額等分かりましたので、先ほど分からなかったのは後でまたお願いいたします。

この24年間、例えば2000年から今2024年ですよね。この24年間で、非常にこの賦課限度額というのは引き上げられてきていると思うんですが、これも資料があるかどうか分からない

んですけれども、どのくらい引き上げられているのか。106万円に今度なったわけですよね。恐らく数十万単位で引上げになっていると思うんですが、どのくらい引上げになっているのかということ伺いたと思います。

それから、国は賦課限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくようにしたいというように、段階的に引き上げていくというふうに言われているわけですが、今、町の超過世帯というのは何%ぐらいあるのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） ただいまの再質問ですが、支援分のほうでよろしいでしょうか。全体ですすね。

ちなみに、平成20年度のときに支援分が新たにできたんですが、そのときの課税上限額のほうが、基礎分47万円、支援分12万円、介護分9万円の上限額となっております。現在の金額ですが、こちらの本表のとおりとなりますが、65万円、24万円、17万円ということとなっております。

なお、上限額の世帯ということですか、大変申し訳ありません。そこについてはちょっと手持ち資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） この限度額に達するという世帯の収入、年収は1,000万前後の人からが限度額にかかるんじゃないかというふうに言われているわけですけれども、年収1,000万前後の人というのは、税の関係でもいろんな関係で、多分様々な負担感が高まってくる、そういう年収ラインだというふうに思うんです。

本来であれば、今の国保というのは、片方を上げて片方を下げるといって、そういう中での仕組みというのがあるわけですが、やはり本来であれば補助を減らしてきた国が、やはり基に、補助金を増やしていった負担を軽減すべきだというふうに、私はいつも言っているわけです。今課長は交代したばかりなんですけど、一つの町でそういう国への要望というのが難しければ、やはり郡内とか、いろいろなところで課長が集まる機会あると思うので、国に対して補助金を、全国知事会も求めているわけですから、もっとそれを増やすべきだという要望書を出していただきたいというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） 私のほうも着任してまだ日が浅いので、それこそ市川議員のおっしゃられるとおり、郡内で集まる機会、そういったものについて、今提案されましたことに

ついて議論していければと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、本案に反対の立場から討論します。

賦課限度額引上げについては、高額所得者に応分の負担をお願いするということで、低所得者の負担を少しでも軽減するためと説明しています。しかし、物価は上がり、自営業者も資機材など様々なものが値上げされています。雇主負担のない国保は、全国知事会でも求めているように、やはり国が補助を増額して国保税の負担を軽減すべきと考えます。

以上のことから、本案には反対いたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件を承認することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 次に、日程第7、議案第1号 令和6年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第1号 令和6年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,600万円とする。

令和6年4月8日提出、白子町長、石井和芳。

こちらは企画財政課長より内容説明をいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号の内容説明について、企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） それでは、提出議案の内容説明をさせていただきます。

議案第1号 令和6年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページ目をお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ52億3,600万円とするものです。

それでは、歳出より補正します内容につきまして説明いたしますので、7ページをお開きください。

2款総務費、1項6目の企画費は、小学校設計業務委託料1億2,000万円を追加するものです。

歳出についての説明は以上でございます。

次に、歳入についての説明をいたしますので、6ページにお戻りください。

19款繰入金、1項3目の公共施設整備基金繰入金を、歳出費用を賄うための財源として1億2,000万円を追加するものです。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 令和6年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 一つだけ確認したいんですが、先ほど来というか、最初の頃から町

長が、事業が1年遅れると資材費が高騰するというふうに言われていたわけですが、私もいろいろ調べたんですが、資材費高騰分は国のほうで見てくれるという結果があったんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国庫補助金、これは正式には学校建設費に関する国庫の負担金という名称で使われておりますけれども、今私どもがいただいている情報ですと、令和6年度については、若干単価は上がるというふうには聞いております。ですので、今市川議員がおっしゃった、国が全額面倒を見るという意味と一緒にどうかは分かりませんが、補助基本額は上がるということで情報はいただいております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 資材費は当然少しずつ、このところ落ち着いているようなんですが、少しずつ上がっているというふうにも聞いていますので、その辺国が高騰分を後で交付税措置などをしてくれるということであれば、高騰分はそれほど気にしなくていいというわけじゃないんですが、高騰分は出しても国のほうから出してもらえるのかなというふうにはちょっと考えたんですが、その辺をもっときちんと調べておいていただきたいなというふうに思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

国庫負担金の制度でございますので、これは補助金と一緒にです。ですので、後ほど交付税措置がされるということではございません。かかった経費に関して、現金といいますか、お金として交付されてくるということです。後年度負担ということではありません。

補助基本額というのは、3月12日の議員協議会のときにも説明をさせていただきましたけれども、1平米当たり幾らというような基本額、これを国が数字で示します。ですから、1,000平米の校舎であって10万円であるということであるならば、1億円が補助基本額になるということになります。これが1平米当たりの単価が、例えば11万円ですということであるならば、10%補助基本額が上がるというようなことでございます。

ただ、この補助基本額については、実勢価格とはある程度乖離しているというようなことの話もありますので、市場単価がそのまま補助金の単価、補助基本額になるということでは

ないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） じゃ、それは了解しました。

あともう一点なんですけれども、町長が先日の広報しらこにも書かれていたんですけれども、いつも言われているんですけれども、スクールバスを活用して、昼間コミバスにするというふうなことが言われていたんですけれども、今いろいろ協議会を立ち上げてやっているわけなんですけれども、スクールバスをコミバスとして活用する場合、いろいろ制約があると思うんですけれども、その辺が可能というかやっているところもあるんですけれども、その辺がどうなのかということでお聞きしたいんですけれども。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

この地域公共交通の計画についても、3月にできたばかりでございます、その中で幾つかの施策を挙げさせていただいて、それについては令和6年度以降、詳細をまた協議してまいるというようなことになっております。

その中で、スクールバス、いわゆる登下校時以外のときの活用ということで、そのプランの中にも案としては入れております。ただ、登下校時の走るコースであったりとか、時間帯であったり、こういったものがまだ全く未定でございますので、そういったところを見極めながら運営していく。そもそも台数が何台必要なのかとか、そういうところも全く協議されておりませんので、そういったところを詰めながら、利活用できる範囲を見極めていくというような作業になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それはこれからの協議になるということなんです、やはり学校を開校するに当たっては、そういうことも非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですが、例えばスクールバスは文科省ですよ、スクールバスを走らせるのは。国の管轄としては。コミバスは国交省になるのかな。多分管轄が違うので、その辺をどういうふうによくやっていくのかという問題が一つ出てくるわけです。

それから、例えばスクールバスを運転している人たちが、コミバスのときに一緒に運転、そのままでできないような仕組みも何かあるというふうに聞いているんですけれども、例えば

運転手の長時間労働になったりとか、いろんな問題もあるというふうに聞いているんですけども、その辺については町でどのくらい把握しているのか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

運転手の労働時間の問題については、まさに最近、法改正等によって行われてきたわけですが、ございますけれども、実際の問題として、先ほども申しましたように、台数何台必要かとか、運行時間が何時からスタートして、下校が何時に終了するかというようなこと、まだ一切決まっておきませんので、そういった中で議論を進めていくということになると思います。

所管の官庁が変わるということは把握しておりますけれども、コミュニティバスで運行するといったときには、議員のご指摘のとおり国土交通省の運行計画の承認などもいただかなきゃいけないというような手続もありますので、そういった法令の準備、そういったところをしっかりと確認しながら、遺漏のないように進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論につきましては、まず反対の討論がありましたらお願いいたします。

10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） まず、私は補正予算案に反対の討論をさせていただきます。

まず初めに、私は統合問題は賛成の立場であります。マスコミ等で反対報道がされていますが、非常に遺憾であります。

それでは、小学校の統合問題は、教育の分野では、白子町誕生以来の最も重要な課題であるにもかかわらず、町民にも議会にも十分な説明もされないまま進められてきました。町民説明会は、100席の椅子を用意していても1回当たり10名程度の参加しかなく、議会へも具体的な説明はほとんどなく、構想の全体像が見えません。全く議会無視であります。

本来、教育委員会が主体で議論を進めるべきものを、企画財政課がこの問題を進めてきたことは教育委員会も軽視しております。

きちんとした構想もなく、補助金申請までに時間がないからといって設計業務委託費を組むことは、業者に丸投げすることになります。ずさんで住民の意見が反映されないことにな

ります。

3 小学校の老朽化を言うならば、中学校のほうが建設が古く、老朽化が進んでいます。もっと言えば、地震が多発している中、防災拠点である役場庁舎の耐震化も問題があります。当然、子供たちの増える施策にもっと予算を組むべきであります。限られた財政の中で、その使い方にも問題があると思います。

以上の理由から、今回の提案の補正予算に反対いたします。議員各位の賛同を求めます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

9 番宗島理仁君。

○9 番（宗島理仁君） 私は、令和 6 年度白子町一般会計第 1 回歳入歳出補正予算に賛成の立場から討論いたします。

3 月 13 日に行われました議会定例会の際にも申し上げましたが、今回補正予算案で計上された小学校建設事業における小学校設計業務委託料 1 億 2,000 万円については、令和 6 年度に策定予定の小学校建設に関する基本方針及び基本計画案に密接に関係しており、どちらが欠けても小学校統合に関して遅れが出ると強く懸念されるものであります。

そもそも学校に通学して学ぶ意味とは、昔から読み書きそろばんと言いますが、学校には、読み書きや計算、各教科の学習を通じて知識や技能を習得するという大切な役割があります。

その一方で、教育の目的が人格の完成であると考えたときに、学校には最も大切な役割があります。それは、多様な価値観を持つ多くの子供たちが、学校生活を通じて集団で話し合い、励まし合いながら学ぶことで、思考力、判断力、表現力を身につけ、社会性や人間関係を形成する力を育む場としての役割です。この集団で生活し、学び合うことそのものが、学校に通学して学ぶ意味の本質ではないでしょうか。

しかしながら、近年の急速な少子化によって児童数の減少が進んでいることに加え、学校施設の老朽化が課題となっている白子町において、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が失われています。それは、先日も申し上げた白瀉小学校で起きていることであり、実際に男女比の偏りが生じています。

また、授業参観で児童の様子を見ていますと、学習の成果発表は、児童数が少ないために、児童から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じ、班活動やグループ分けに制約が生じてきているのを実際に目の当たりにしています。

このようなときに、学校統合の議論を、未来の子供たちによりよい教育環境をつくる機会と前向きに考え、教育環境を刷新していくことが必要です。さらに、小学校統合後、廃校施

設は白子町にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用していくことが求められます。

現在、国民体育館及び武道場の使用禁止に伴い、代替施設を利用しなければいけない現状においては、統合後の使用しなくなった体育館の活用が考えられ、1年先送りにすることは、私たち子育て世代のみならず町民全体が不利益を生じてしまうと考えられます。

小学校統合の議論が、地域や大人の都合を中心に考えられた意見が多いように思われる中で、子供たちの未来を切り開く新たな教育環境をつくる議論となることを望み、そして何より、町執行部には、白子町の子供たちの視点で議論をすること、常に町民に対し開かれた丁寧な議論をすることを強く要望し、本案に賛成するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、反対の討論ありますか。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 私は、本案に反対の立場で討論いたします。

我が町の人口減少に伴い、子供の出生が減少している中、小学校の統合は避けては通れない状況であり、小学校の統合は必要と思います。

本年1月に小学校適正配置等検討委員会より、小学校の統合は避けては通れず、統合の時期は令和11年以前が望ましいと答申された内容の報告を受け、教育委員会としては、令和7年2月までに基本方針及び基本計画策定を進めたいと報告がありました。しかし、教育委員会で具体的な協議がされていない中、令和9年小学校統合計画は、どこで判断されたものかも不思議でございます。

今後は、子供たちのために、教育委員会にてよりよい教育環境を目指して具体的な協議を進め、設計に向けた具体的な仕様が決定していくと思います。

私は、教育委員会の会議で何の決定もしていない今の段階で、学校建設の設計委託の予算は計上すべきではないと思うからでございます。

以上のことから、私は本案に反対いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、賛成の立場の討論を求めます。

ありませんか。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 私は、小学校統合に賛成の立場から申し上げます。

2年以上にわたり、執行部の努力により町民の60%以上の賛同が得られ、最短で令和9年

度実施を目指し、提出された法案に賛成の立場から、本日お集まりの議員各位の賛同を求めるものであります。

小学校統合に、皆様よくお考えの上、ぜひとも賛同していただきたく、議員各位よりしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 次、反対の討論がありましたら。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 私は、本案に反対の立場から討論いたします。

令和6年1月10日に白子町小学校適正配置検討委員会、榊田委員長から最終答申が教育長宛てに出されました。令和11年に2学年が一緒のクラスになる複式学級になることが危惧されるため、複式学級は回避したいとの最終答申で、私も小学校統合は、現状の児童数を考え、一日も早くの統合が望ましいと思います。

令和6年度において、教育委員会で基本方針、基本計画が策定され、統合についての方向性が決まります。教育委員会で答申された統合時期、建設場所などが決定され、附帯意見の津波対策、道路整備、スクールバスなどの移動手段の議論を行い、その後の設計、委託料計上が望ましいと思うので、本案に反対いたします。議員各位のご賛同をよりしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

（発言する者なし）

ありませんか。

じゃ反対の方の討論は。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 私は、本案に反対の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、今進められている小学校の統合に関するものであります。私自身は、統合に賛意を持ちますが、状況を鑑みてやむを得ないという考え方です。

今回の提案は、令和9年4月に統合小学校を開校するに当たり、国庫補助金の申請をするための必要書類の一部である、新校舎を建設するのであれば、その設計図を作成するためのものであり、提出期限内に収めるための措置であると判断をしています。

では、改めて本町の統合に向けた取組の進捗を見たとき、現在2か年にわたる小学校適正配置等検討委員会の住民の目線に立ち、丁寧に進められた協議の最終答申を踏まえ、教育委

員会が基本方針、基本計画の策定に取りかかっているところです。この後、総合教育会議、住民説明会等を踏まえて、令和7年2月の教育委員会定例会での議決を経て、統合に向けた準備がされていくというふうになっています。3月の定例会での質疑、答弁の中にも度々出てまいりましたが、もし統合がされた場合という言葉でも判断できるように、統合が決定をしたのではなく、校舎の規模、位置を含め教育委員会が主体となり、これから進めていくこととなります。

したがって、小学校校舎建設設計業務は、教育委員会の議決後、あるいは早めでも議決が見込める時期が適当であると考えます。子供たちの教育の未来を見据えて、スケジュールに沿って確かな歩みが展開されますことを、あわせて、統合は避けるべきと判断をされた28%の住民の方々に深い理解と支援が得られるような基本方針、基本計画が策定されますことを教育委員会に要望し、反対討論といたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

今度賛成の討論がありましたら。

（発言する者なし）

なければ反対の討論。

6番今井滋則君。

○6番（今井滋則君） 私は、本案に反対の立場で討論いたします。

子供の出生が減少している中、小学校の統合は避けては通れない状況であり、小学校の統合は必要と思います。

本年1月に小学校適正配置等検討委員会より、小学校の統合は避けては通れず、統合の時期は令和11年以前が望ましいと答申された内容の報告を受けました。また、教育委員会として、令和7年2月までに基本方針及び基本計画策定を進めたいと説明がありました。しかし、答申が出たのみで、教育委員会の会議で何の決定もしていない今の段階で、学校建設の設計委託の予算は計上すべきではないと思います。

以上のことから、私は本案に反対いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次、賛成の討論をお持ちの方。

（発言する者なし）

なければ反対討論。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、本案に反対の立場から討論します。

3月議会に続き、3小学校統合の予算が計上されました。統合は大変大事な問題です。町は白子中の敷地が望ましいと言っておりますが、近い将来、白子中の建て替えも視野に入れなければならないと思います。そうしますと建設場所の問題が出てきます。プールや体育館、グラウンドも共用できるので施設費がかからないとも言われます。

しかし、中学生と小学校低学年の児童が共用していて危険はないのでしょうか。また、せっかく公設公営になったことを評価していたのですが、学童も敷地のどこかに建てておけばいいというものではないと思います。これは、働いている保護者にも関わってくるものです。スクールバスの共用の問題もあります。

子供たちのために早く新しい校舎を、確かに新しい校舎になればきれいだし、学習環境もよくなるように思われます。でも、建設してしまえば、50年、60年は使用します。そのためにも、どうしたら児童が安心・安全な学校生活を送れるのか。建設してから考えるのではなく、建設する前に考えるべきだと私は考えています。

以上の観点から本案に反対するものです。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立少数とします。

したがって、議案第1号は否決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で本臨時会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって令和6年第1回白子町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時27分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員